

お寄せ頂きましたご意見

特定の個人及び組織に関する情報に関するものを除く
掲載はご意見の本行への到着順。

.....

(ご意見)

意見1. 融資契約締結後の環境関連文書の公開について(本文 5.(2))

カテゴリ A、B、FI 案件の環境関連文書は、融資契約締結後も、環境レビュー結果、モニタリング結果と並べて、ウェブサイトでの公開を継続すべきである(項番 7)。

項番 6 で議論されたような「案件の性質上、例外的に、融資等の意思決定が必要な時点で環境レビューに必要な文書を入手しえない場合、」FAQ2.4 では、「環境レビューに必要な文書を入手できたところで、通常通りの環境レビューを実施していきます。なお、環境レビューで用いた ESIA や環境レビュー結果については、通常どおりウェブサイトにて公開します」とある。こうしたケースに対応するためにも、融資決定後の環境関連文書の公開体制を改訂ガイドラインの施行に合わせて十分整備しておくべきである。

融資契約締結済みのプロジェクトに関する情報公開のページでは、現在、「プロジェクト名」のみが記載されているが、国名、場所、カテゴリ分類等のスクリーニング情報についても記載すべきである。

意見2. ガイドラインの適切な実施の確保について(本文.7)

JBIC 事業担当部が個別案件において、ガイドラインの趣旨や中身を十分に理解せず運用している例がみられる。こうしたガイドライン運用上の問題(JBIC とステークホルダー間でガイドラインの解釈の相違が明らかになった場合等)については、議論の透明性を確保しにくい個別案件毎の対処ではなく、必要に応じて、5 年後の実施状況確認調査や再改訂の前に、(専門家、NGO、産業界等が参加できる)公開協議の場を設置するなど、何らかの措置が検討されるべきである。以前は、JBIC と NGO 間で定期協議会が開催されていたが、現在はそうした公開協議の場がない点にも配慮していただきたい。

意見3. 被影響住民への聞き取りについて(FAQ2.9)

「被影響住民を含む、プロジェクトのステークホルダーへの対応も、一義的にはプロジェクト実施主体が行うものであり、当行は適切な対応が行われているかを、環境レビューを通じて確認する」とあるが、事業者が適切に対応しているかは、事実関係を客観的かつ正確に把握できなければ、判断できないと考える。したがって、事業者の情報のみならず、実査等における住民・第三者への聞き取り・情報収集をより強化していく前向きな方向を FAQ でも示すべきである。

「大規模な非自発的住民移転を伴うプロジェクトや周辺に先住民族が居住しているプロジェクト等で被影響住民に大きな影響が及ぶ場合においては、個別に状況を判断し、当行が必要と認める場合は聞き取りを行うこともあ」としているが、住民・第三者が JBIC に対して書簡等による意見を表明・提出している場合においても、当該ステークホルダーへの聞き取りを行なう姿勢を示すべきである。

ここでは、義務付けられているか否かが重要ではないので、「なお、世銀や IFC の基準においても、環境レビューにおける被影響住民への聞き取りを義務付けてはいないと認識しています。」という後ろ向きな姿勢ととれる文言は削除すべきである。仮に世銀や IFC に言及するのであれば、世銀や IFC が実質的に住民への聞き取りをしているか否かに焦点を当てるべきである。

(ご意見)

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂案に対する意見

総論

今回の貴行環境ガイドラインの改訂は、基本的には、OECD 加盟国の輸出信用機関(ECA)の環境社会配慮確認の規範とされている OECD 環境コモンアプローチの改訂(2012年6月)や、世界銀行のセーフガードポリシーや国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダードの内容に対応するものであり、今回の改訂案に特段異論はない。

産業界としては、近年、海外事業展開において、他国企業との競争が激化する中、貴行と同様の機能を持つ OECD 加盟国の輸出信用機関との比較において同水準の確認内容・手続とし、Equal Footing の原則を確保するよう求めてきたところであるが、上記のように、今回の改訂が国際的ルールの内容に沿うものであることから、この面でも少なくとも OECD 加盟国との Equal Footing は確保されていると認識している。また、本改訂事項が適切に運用されることを期待する。

なお、今般の改訂案では、環境保全/改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトの支援について、日本政府の政策を踏まえつつ、支援がなされる旨明示された点は評価でき、今後共当該分野への積極的な支援を期待する。

個別項目への意見

第1部

6. 意思決定、融資契約等への反映

(1)意思決定への反映

今回の改訂により、但し書きとして、「融資等の意思決定が必要な時点で環境レビューに必要な文書入手しえない場合、意思決定後に環境レビューを行うことを前提に意思決定を行う場合がある」との記載が追加されたことを歓迎する。

昨今のわが国の資源・エネルギー情勢を踏まえ、早期の段階で資源権益を取得する案件の重要性は高まっており、こうした資金ニーズに対応いただけるスキームを構築いただいたことの意義は大きい。

8. ガイドラインの適用及び見直し

「施行5年経過後に、5年間の実施状況についての確認を行い、これに基づき包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う」ことへの改訂に異論はない。現行の「5年以内」に拘泥する必要はなく、5年間の「実施状況」の確認を行った上で、改訂の要否を検討する方が望ましい。なお、ガイドラインの改訂に際しては、産業界に対し事前の説明、意見聴取をお願いする。

第2部

1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

(3) 検討する影響の範囲

改訂案では、2012年6月のOECD環境コモンアプローチの改訂において環境社会配慮項目に温室効果ガスが追記されたことを受け、「なお、大気には温室効果ガスを含みうるが、これに関する具体的な環境社会配慮の要件等については、コモンアプローチを踏まえた対応を行う」との文言が追記された。

OECDにおいては、温室効果ガスについて排出量の計測や報告の方法、また火力発電に対する支援について経験の蓄積や更なる検討が重ねられている段階であり、「コモンアプローチを踏まえた対応を行う」という今回の改訂案を支持する。

また改訂案では、社会的関心事項について「人権の尊重を含む」という文言が追記された。この追記によって、環境社会配慮の対象が拡大するものではないと理解するが、人権配慮の対象はプロジェクトに関連する人権に限ることとし、プロジェクト実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定することが必要である。

以上